平成２７年（フ）第１３号
島根県益田市常盤町３番８号
債務者　関口　恵美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第３６号
北海道室蘭市輪西町１丁目７番５号
債務者　表　　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
北海道帯広市東13条南４丁目１番地23　ハイツ瀬野７号室
債務者　前田チイ子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
北海道帯広市西５条南14丁目17番地２　ハイツ荒井２号室
債務者　梅田小百合（旧姓藤谷）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
福島県大沼郡会津美里町字杉甲2112番地３、前住所東京都練馬区谷原６丁目２番11号
債務者　歌川　　勉
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第７号
新潟県新発田市舟入町２丁目３番３号
債務者　來島　幸美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１２号
新潟県村上市瀬波温泉２丁目１番54号　エクセルセナミＦ
債務者　板垣　**邦**雄
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１５号
新潟県北蒲原郡聖籠町東港４丁目2826番地２　新潟東港港湾労働者福祉センター内
債務者　**腰**坂久美子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８５号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字目久井472番地
債務者　德永　信幸
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５６号
香川県木田郡三木町大字氷上3970番地20
債務者　楠井由紀子（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４６号
愛知県あま市西今宿平割三35番地９
債務者　堀田商会こと　堀田　直裕
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４１号
名古屋市名東区大針２丁目190番地
債務者　棚橋　春男
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５号
福島県いわき市平字梅香町14番地の６
債務者　高倉　英夫
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第５０号
茨城県水戸市笠原町557番地の４　ディアフラッツＥＢＡ102号
債務者　柴山　正仁
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
茨城県小美玉市下玉里1337番地４
債務者　山口　久江
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５１号
茨城県つくば市桜３丁目21番地　７棟304号
債務者　中嶋　秀紀
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘４丁目１番地270　メゾネット鶴ヶ丘Ａ棟、従前の住所千葉県市川市島尻１番41―107号
債務者　中田　直也
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
金沢地方裁判所